

## 農地の利用集積の促進に関する事業

### とりまとめ

---

#### 「農地中間管理機構による集積・集約化活動」

- 「農地集積協力金」については、
  - ・実施期限を切って集中的に実施する、
  - ・借り手が確定した時点で協力金を交付する、
  - ・民・民の相対取引に貸しはがし等の影響を与えることのないような形で実施する、などの条件付きで存続させるべきではないか。
  
- 「規模拡大交付金」については、集約化による付加価値や交渉コストの削減などにより、受け手は受益することから、制度を存続する必要はないのではないか。
  
- 「利用されない農地が滞留し、これに国費が投入されるリスクを最小限にするための措置を講じるべき」との規制改革会議の意見については、現在の農水省の対応案は不十分であり、
  - ・国が一定のガイドラインを策定し示す、

## 行政改革推進会議「秋のレビュー」

・農地の借受と貸出を含めた中期的な事業計画の策定、

・都道府県知事へのインセンティブの付与、

などの対応が必要ではないか。

○ 機構が行う基盤整備については、意見が分かれ、

・農地の受け手の受益者負担のほか、都道府県にも負担を求めるべき、

・不要な賃貸料、地価の上昇を招くことがないよう、慎重な検討を行うべき、

・基盤整備は借り手が基本的に行うべき、

などの意見があった。

## 論点についての評価

---

「農地中間管理機構による集積・集約化活動」

論点1 「農地集積協力金」及び「規模拡大交付金」を存続する必要があるか

農地集積協力金(出し手)

現状通り存続 0名

条件付き存続 5名

条件(複数選択可)

実施期限を切って集中的に実施 4名

借り手が確定した時点で協力金を交付 3名

その他 2名

- 協力金が民間の相対取引を阻害する可能性を排除するやり方が必要。
- 民間の取引を阻害しない形で実施しなければならない。

## 行政改革推進会議「秋のレビュー」

存続の必要なし 0名

その他 0名

規模拡大交付金(受け手)

現状通り存続 0名

条件付き存続 0名

存続の必要なし 5名

その他 0名

論点2 規制改革会議の意見にどのように対応するのか「利用されない農地が滞留し、これに国費が投入されるリスクを最小限にするための措置を講じるべき」

対応が必要 5名

農水省の対応案で十分 0名

農水省の対応案は十分と言い難い 4名

その他 1名

[ ● 一定のガイドラインを国が示すべき。 ]

対応は不要 0名

論点3 産業競争力会議の意見にどのように対応するのか「機構が行う基盤整備について、適切な受益者負担を求める」

対応が必要 3名

農水省の対応案で十分 1名

農水省の対応案は十分と言い難い 1名

その他 1名

[ ● 賃貸料、地価の上昇を招くような安易な措置を取るべきではない。 ]

対応は不要 2名

## 評価者コメント(評価シートに記載されたコメント)

---

<農地中間管理機構による集積・集約化活動>

## 行政改革推進会議「秋のレビュー」

### 【農地集積協力金(出し手)】

- 協力金が現在の契約を阻害する、すなわち貸しはがしを招かないように民間の相対取引についても協力金を継続するなどの措置が必要なのではないか。
- 民一民の取引による集約化に多大な影響を与える可能性がある。民間との競争条件がフェアでない。
- 質の悪い耕作放棄地は協力金を出さない。
- 政策目的の遂行を早めるために実施期限を切り、集中的に効果を上げる様検討して欲しい。
- 長期貸し出しを条件に一定期間のみ認める方向で検討されたい。

### 【規模拡大交付金(受け手)】

- 規模拡大はビジネスにおける新規投資なのであり、必要な資金については融資制度を活用すべき。また、集約の付加価値や交渉コストの削減になっているので、すでに受益しているのですらなるメリットを与える必要はないのではないか。
- 融資の方が対応として適当である。
- 出し手への協力金に集中すべき。
- 集約化により付加価値が上がるものであり、受益者である受け手に一時金は必要ないと思われる。

### <農地中間管理機構による集積・集約化活動>

- 都道府県知事に、農地が滞留させないようにするインセンティブを持たせることが必要。
- 農地の受け手に対する受益者負担を求めるとともに、農地中間管理機構が設けられる県にも負担を求めるべきである。
- 変な農地を受けないならば、民一民取引が阻害される可能性がある。
- 滞留については、借受け、貸出も含め、数年間に渡る事業計画をつくと同時に借料については、貸出が成立してから開始する、あるいは支払いの期間を設けるなど支出の抑制をはかるべきである。
- そもそも基盤整備は借り手側の使い勝手を阻害するので、それは借り手が行うべきであり、機構が行うべきではない。
- 集約化の可能性についても借り入れる時によく検討をして欲しい。